



座間市長を表敬訪問

11月18日、支部長、二町副支部長、三佐尾防災理事、町屋防災理事の4名は、佐藤弥斗(みと)座間市長を表敬訪問した。

佐藤市長は、9月の選挙で初当選し、日米関係の維持・促進に貢献した遠藤三紀夫市長のあとを受け、座間市初の女性市長として10月1日から執務を始めて一ヶ月半が過ぎたところで、50歳という若さと「市民のために!」という情熱が感じられた。



懇談の中で、平成28年10月に支部と座間市との間で締結した防災協定の実効性を高めるために、今後も緊密な連携を維持していくことを相互に確認した。

また、市長からは、今回の表敬への謝意と、自衛隊員として培ってきた知識、経験、技能を有する隊友会員への期待が伝えられた。

(町屋防災理事)

慰霊碑を清掃

11月1日、今年度2回目の殉職隊員慰霊碑等の清掃を行った。支部長、田中副支部長、市橋総務理事、武田総務理事、魚住会員の5名は、午前9時過ぎから、牧馬、青山地区にある慰霊碑2箇所と記念碑2箇所を清掃した。

LINEで災害情報!!

10月7日、11月9日、12月7日の3回の打合せを経て、相模原市へ災害情報を連絡する手段として「LINE」を利用することが確定した。

支部がLINE公式アカウントを開設し、登録した会員から送られてくる「橋梁や交差点の通行情報」を緊急対策課の河野主幹はじめ3名の職員と共有する。

市から要請されている74箇所の監視地点のうち左の表の17箇所を、今までの募集に応じて戴いた11名の会員に協力して戴くことになった。さらに多くの会員の協力をお願いします。(三佐尾防災理事)

協力が決まった監視地点

07 清新交差点
08 相模原駅入口交差点
09 宮前橋
10 淵野辺交差点
11 鶴野森交差点
12 森野橋
13 境橋
14 谷口跨線橋
15 谷口陸橋
31 塩田原交差点
39 三ヶ木交差点
43 底沢橋
49 荒区大橋
50 東金原交差点
51 串川橋
53 長竹三差路
54 青山交差点

新年会は見送り

令和3年の新年会は、諸般の事情により見送りとさせていただきます。皆様の健康と普通に暮らせる日が一日も早く来ることを祈りながら年末のお便りをお届けします。

Have A Happy
NEW YEAR.



会員の消息 (敬称略)

入会 (ようこそ県北支部へ)

齋藤 智行 陸 南区西大沼 9月

西村 嘉介 陸 南区新磯野 1月

ご冥福をお祈りします

手配りの状況

区分	総数	手配り数	手配り率
正会員	247	219	88%
特別会員	12	9	75%
計	259	228	88%

次号までの主な予定

県	理事役会	2月27日(土) 14時	地本
	防災部会	3月6日(土) 10時	地本
支部	4/四理事会	3月13日(土) 10時	セレモア
	隊友紙仕分け	1月23日(土) 10時	セレモア
		2月20日(土) 10時	セレモア

防災について座間市へ提案

11月18日、座間市長への表敬の後、防災協定の具現化を図るため、神宮寺危機管理課長（元第4施設群副群長）と約2時間にわたり勉強会を行った。

神宮寺課長からは、昨年の台風被害、今年の新型コロナウイルス感染症を踏まえての座間市の災害時対応規定等見直しについて丁寧な説明を受けた。

支部からは、相模原市との情報連絡手段としてLINEを利用する方向で進んでいることを紹介し、座間市においても同様の手段を採ることに加えて、防災協定の運用要領を定めることについて提案した。

今後、機会を捉えて意見交換を行い、防災協定の実効性を高め、隊友会の活動が座間市の災害対策の一翼を担うことができるよう検討を深化していきたいと考えている。

（町屋防災理事）



座間市の災害時対応規定等見直し（風水害、感染症への対応）

- 風水害対応の初動体制、動員体制基準の見直し
- 風水害規模に応じた指定緊急避難場所開設基準を規定
- 感染症対応のための規定見直し、マニュアル策定
 - 車両を使用した避難の受け入れを規定。
 - 避難所での受付を体調不良者、体育館避難者、車中泊避難者に区分しての受付に。
 - 飛沫感染防止を考慮した避難所内の配置。（避難者相互の距離間隔確保）
 - 間仕切りテントを使用した避難所内の配置を規定。
- 避難所における感染症拡大防止のための資機材を整備
 - 体温検知カメラ、非接触型体温計、避難所用間仕切りテント
 - 使い捨てゴム手袋、アルコール消毒液等

座間市と支部との防災協定運用要領(仮称)骨子（案）

1 趣旨

災害時における協力に関する協定書（平成28年10月）に基づき、座間市が実施する災害対策活動等の円滑化に寄与するための具体的な事項を定めるもの。

2 平素の協力

- (1) 支部は、情報協力員として指定した会員を定期的に市役所危機管理課長に通知。
- (2) 市と支部とは、定期的に情報交換を行う。
- (3) 支部は、市が実施する訓練等に積極的に参加する。

3 災害時の協力

- (1) 市は、協力の内容、日時、場所等を明確にして要請する。
- (2) 支部は、災害に関する情報の収集及び提供に係わる活動等を行う。